

(平成30年2月16日提出)

平成30年2月議会定例会議案
(平成30年度分その2)

新 潟 市

平成30年2月議会定例会議案（平成30年度分その2）

目 次

議案第31号	新潟市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について・・・	1
議案第32号	新潟市職員退職手当支給条例等の一部改正について・・・・・・・・・・	2
議案第33号	新潟市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正について・・・・・・・・	6
議案第34号	新潟市教育職員退職手当支給条例の一部改正について・・・・・・・・・・	7
議案第35号	新潟市国民健康保険条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	9
議案第36号	新潟市介護保険条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12

議案第 31 号

新潟市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

新潟市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 16 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟市特別職の職員の給与の特例に関する条例（平成 28 年新潟市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 30 年 11 月 17 日」に改める。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（俸給月額の特例）

2 平成 30 年 11 月 1 日から同月 17 日までの間の市長等に対する俸給額の支給に当たっては、特別職給与条例第 2 条各号に規定する俸給月額から、当該俸給月額に 100 分の 5 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額を減じて得た額を基礎として、当該額を一般職の職員の例により日割りによって計算して得た額を当該期間の支給額とする。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 2 号

新潟市職員退職手当支給条例等の一部改正について

新潟市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 1 6 日 提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(新潟市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 1 条 新潟市職員退職手当支給条例（昭和 2 8 年新潟市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 0 項中第 3 号を第 4 号とし，第 2 号を第 3 号とし，第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて，雇用保険法第 2 4 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し，かつ，公共職業安定所長が同項に指定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和 2 2 年法律第 1 4 1 号）第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第 2 2 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて，同法第 2 4 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し，かつ，公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第 8 条第 1 1 項第 5 号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所，職業安定法第 4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第 1 8 条の 2 に規定する職業紹介事業者の」に改める。

附則第 2 1 項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

附則第 2 8 項中「次項において」を「以下」に改める。

附則第 2 9 項中「退職したこととして」の次に「移譲日の前日における」を加える。

附則中第 3 1 項を第 3 4 項とし、附則第 3 0 項中「前項」を「附則第 2 9 項」に改め、同項を附則第 3 3 項とし、附則第 2 9 項の次に次の 3 項を加える。

3 0 前項の場合において、移譲日の前日における職員の退職手当に関する条例附則第 2 6 条の規定を適用するときは、同条中「100分の87」とあるのは、「100分の83.7」とする。

3 1 附則第 2 9 項の場合において、移譲日の前日における職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和 4 8 年新潟県条例第 41 号）附則第 3 項の規定を適用するときは、同項中「100分の87」とあるのは、「100分の83.7」とする。

3 2 附則第 2 9 項の場合において、移譲日の前日における職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成 1 8 年新潟県条例第 6 号）附則第 2 項の規定を適用するときは、同項中「100分の87」とあるのは「100分の83.7」と、「104分の87」とあるのは「104分の83.7」とする。

附則に次の 1 項を加える。

3 5 平成 3 4 年 3 月 3 1 日以前に退職した職員に対する第 8 条第 1 0 項の規定の適用については、同項中「第 2 8 条まで」とあるのは「第 2 8 まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中

「イ 雇用保険法第 2 2 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 2 4 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」

とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、公共職業安定所長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。

（新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年新潟市条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

第3条 新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年新潟市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「及び次条」を削り、「公務」を「通勤による傷病以外の公務」に、「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定（第8条第10項及び同条第11項第5号の改正規定並びに附則に1項を加える改正規定に限る。） 公布の日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成30年4月1日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の新潟市職員退職手当支給条例附則第21項及び第29項から第34項までの規定，第2条の規定による改正後の新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第5項の規定並びに第3条の規定による改正後の新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第2条の規定は，前項第2号に掲げる日以後の退職に係る退職手当について適用し，同日前の退職に係る退職手当については，なお従前の例による。

議案第 33 号

新潟市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正について

新潟市特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 16 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例

新潟市特別職の職員の退職手当支給条例（昭和 47 年新潟市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「100 分の 53」を「100 分の 51」に改め、同項第 2 号中「100 分の 35」を「100 分の 33.7」に改め、同項第 3 号中「100 分の 21」を「100 分の 20.2」に改め、同項第 4 号中「100 分の 14」を「100 分の 13.5」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 34 号

新潟市教育職員退職手当支給条例の一部改正について

新潟市教育職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 16 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市教育職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

新潟市教育職員退職手当支給条例（平成 28 年新潟市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「退職したこととして」の次に「施行日の前日における」を加える。

附則中第 7 項を第 10 項とし、第 6 項を第 9 項とし、附則第 5 項中「前項」を「附則第 4 項」に改め、同項を附則第 8 項とし、附則第 4 項の次に次の 3 項を加える。

5 前項の場合において、施行日の前日における県退職手当条例附則第 26 条の規定を適用するときは、同条中「100分の87」とあるのは、「100分の83.7」とする。

6 附則第 4 項の場合において、施行日の前日における職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和 48 年新潟県条例第 41 号）附則第 3 項の規定を適用するときは、同項中「100分の87」とあるのは、「100分の83.7」とする。

7 附則第 4 項の場合において、施行日の前日における職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年新潟県条例第 6 号）附則第 2 項の規定を適用するときは、同項中「100分の87」とあるのは「100分の83.7」と、「104分の87」とあるのは「104分の83.7」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の新潟市教育職員退職手当支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

議案第 35 号

新潟市国民健康保険条例の一部改正について

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 16 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新潟市国民健康保険条例（昭和 34 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「行なう国民健康保険」を「行う国民健康保険の事務」に、「国民健康保険運営協議会（第 2 条）」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会（第 2 条・第 2 条の 2）」に改める。

第 1 章の章名を次のように改める。

第 1 章 市が行う国民健康保険の事務

第 1 条（見出しを含む。）中「行なう国民健康保険」を「行う国民健康保険の事務」に改める。

第 2 章の章名を次のように改める。

第 2 章 国民健康保険事業の運営に関する協議会

第 2 条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を「協議会」に改め、同条中「新潟市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）」を「協議会」に改め、第 2 章中同条を第 2 条の 2 とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称）

第 2 条 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 11 条第 2 項の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、新潟市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

第 5 条第 4 号中「国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第9条の2中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第29条の7第1項」を「第29条の7第1項第1号」に、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」を「同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額」に、「同項に規定する介護納付金賦課被保険者」を「同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者」に、「同項に規定する介護納付金賦課額」を「同号に規定する介護納付金賦課額」に改める。

第12条第1項第1号中「100分の8.20」を「100分の7.60」に改め、同項第2号中「20,100円」を「17,700円」に改め、同項第3号中「24,000円」を「22,200円」に改める。

第12条の4の2第1号中「24,000円」を「22,200円」に改める。

第12条の5中「540,000円」を「580,000円」に改める。

第12条の5の4第1項第1号中「100分の2.80」を「100分の3.10」に改め、同項第2号中「6,600円」を「7,200円」に改め、同項第3号中「8,400円」を「9,000円」に改める。

第12条の5の7中「6,600円」を「7,200円」に改める。

第12条の5の8第1号中「8,400円」を「9,000円」に改める。

第12条の8第1号中「100分の2.20」を「100分の2.50」に改め、同条第2号中「12,300円」を「14,100円」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「540,000円」を「580,000円」に改め、同項第2号中「270,000円」を「275,000円」に改め、同項第3号中「490,000円」を「500,000円」に改め、同条第4項及び第5項中「540,000円」を「580,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新潟市国民健康保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 36 号

新潟市介護保険条例の一部改正について

新潟市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 16 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市介護保険条例の一部を改正する条例

新潟市介護保険条例（平成 12 年新潟市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「29,700 円」を「30,500 円」に改め、同項第 2 号中「48,200 円」を「49,600 円」に改め、同項第 3 号中「51,900 円」を「53,400 円」に改め、同項第 4 号中「66,700 円」を「68,600 円」に改め、同項第 5 号中「74,100 円」を「76,200 円」に改め、同項第 6 号中「81,600 円」を「83,900 円」に改め、「合計所得金額をいう。以下同じ。）」の次に「（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 38 条第 4 項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。）」を加え、同項第 7 号中「89,000 円」を「91,500 円」に改め、同項第 8 号中「96,400 円」を「99,100 円」に改め、同項第 9 号中「111,200 円」を「114,300 円」に改め、同項第 10 号中「126,000 円」を「129,600 円」に改め、同項第 11 号中「133,400 円」を「137,200 円」に改め、同項第 12 号中「140,800 円」を「144,800 円」に改め、同項第 13 号中「148,200 円」を「152,400 円」に改め、同項第 14 号中「155,700 円」を「160,100 円」に改め、同条第 2 項中「26,000 円」を「26,700 円」に改める。

第 17 条中「第 1 号被保険者」を「被保険者」に改める。

附則第 7 条中「（昭和 32 年法律第 26 号）」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。